

平成 21 年 5 月 27 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18500478
 研究課題名（和文） 健康・スポーツ系 NPO 法人と地方自治体の協働による新しい公共サービス分野の創造
 研究課題名（英文） Creation of new public service from cooperation of health and sports field Non Profit Organization and local government

研究代表者 水上 博司（MIZUKAMI HIROSHI）
 日本大学・文理学部・教授
 研究者番号：90242924

研究成果の概要：

健康・スポーツ系 NPO 法人と地方自治体の協働では、公益法人（NPO 法人）の創設の背景になった地域における健康・スポーツ活動をおこなってきた人びとの変容過程と地方自治体のスポーツ施策の変容過程に関する歴史社会的な分析が必要であった。わが国の中山間地域において、1970 年代隆盛期にあった季節行事型・地域包括型のスポーツイベント（町民運動会）の社会的意義を検証し、こうしたスポーツイベント終止の理由を突き止めることで健康・スポーツ系 NPO 法人との協働の必要性を論じた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,000,000	0	1,000,000
2007 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	720,000	4,120,000

研究分野：スポーツ社会学

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学、スポーツ科学

キーワード：スポーツ NPO、地域スポーツ、協働、地方自治体、公共性、町民運動会、身体文化、病い体験

1. 研究開始当初の背景

わが国は今後四半世紀の間に政府の行政・財政の構造改革をすすめて新しい公共サービス分野の創造を目指す。内閣府の経済財政諮問会議が平成 17 年 5 月に公表した「日本 21 世紀ビジョン」は、今後四半世紀後(2030 年)の目指すべき「この国のかたち」を体系化して国民に分かりやすい言葉で示した。ビジョンは重点的かつ構造的に強化する新しい公共サービス分野を現代版「三種の神器」として挙げた。三種とは (1) 質の高い「健康サービス」、(2) 夫婦が共同で「子育てするためのサービス」、(3) 年齢に関わらず誰

でも楽しめる「生涯学習サービス」である。それぞれの背景には (1) は社会保障費や国民医療費の肥大化や自殺者の増大化を抑制するため。(2) は少子化や人口減少社会を抑制するため。(3) は学校や専門職大学院等へいつでも入学できる教育環境や雇用環境を実現していくためである。

このようにわが国のさまざまな政策課題は、これまでのような道路や公共施設等に代表される社会基盤整備ではなく、家族や学校や職場における「健康」「育児」「生涯学習」など一人一人の国民生活に密着した公共サービス分野の創造が期待されている。

しかしながら、「三種の神器」は「官から民へ」や「小さな政府」の政策論に代表されるように中央集権化・肥大化した公共サービス分野の縮小と構造改革を前提としている。それは次の二つのことに集約される。一つは中央から地方へ権限を委譲して地方分権をすすめる財政の建て直しをはかること。もう一つは財政の無駄をなくすためにこれまでの公共サービス分野を民間に委託することである。つまり、「三種の神器」に示された公共サービス分野の創造は、これまでの地方自治体の役割や地域住民・民間企業の役割の構造改革をも同時にすすめていくことを意味しているのである。

こうした構造改革をともなう新しい公共サービスの創造には、地方自治体が認証・所轄するNPO法人の存在と育成が欠かせなくなってきた。NPO法人とは民法34条に基づく公益法人（財団法人、社団法人）とは異なり、特別法にもとづく民間非営利法人である。この法人は、NPO法第2条第1項別表において示された12分野の活動を行なう非営利団体に対して、原則として書類審査により所轄庁から認証される。またNPO法人は地域住民が「法人」として運営の主役になる場合が多い。そのためNPO法人の実用性は次の二つに大別できる。一つは地域住民の自由意志と主体性が尊重されることによって、地域住民側からみて有益と思われる公共サービス分野を創造することができる。もう一つはNPO法人が地方自治体の公共サービスの契約主体となることによって、NPO法人の専門性や機動性を活用できる。これはこれまでの中央集権化・肥大化した公共サービス分野を縮小しつつ、地域住民や篤志家らを交えた新しい公共サービス分野の創造につながりやすい法制度が整ったことを意味する。

先にみた「日本21世紀ビジョン」では「健康・スポーツ」に係わる新しい公共サービス分野の創造が期待されている。現在、この分野には二つの政策ビジョンがある。文部省（現文部科学省）が平成12年9月に公表した「スポーツ振興基本計画」と政府が平成14年8月に公布した「健康増進法」とその推進目標・推進計画を示した「健康日本21」である。スポーツ振興基本計画では、「地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」として、地域住民の自律的な運営を目指した総合的な地域スポーツクラブの育成が全国の地方自治体において展開できることを提言した。一方、「健康日本21」では国民の運動・スポーツ活動の習慣化を数値目標として提示した。その数値目標を達成するために地方自治体は地域保健事業、老人保健事業等の推進体制を整備して、地域住民が主体的に健康づくり運動・スポーツ活動を実践できることを提

言した。

二つの政策ビジョンでは、地方自治体が推進の大きな役割であることを明示した。また、こうしたビジョンの発表とNPO法の制定が同時に進んだことは、全国的に新しい健康・スポーツ団体の組織化を後押しした。たとえば、スポーツ振興基本計画において国民の運動・スポーツ活動の参加率の向上を目指すために推進されている総合型地域スポーツクラブの設立は筆者らの調査によれば、平成17年3月末、全国で1882のクラブが設立および設立準備中であることがわかった。一方、健康・スポーツ系NPO法人は平成17年9月末、全国で1945のNPO法人が認証・申請中であることがわかった。さらに、健康・スポーツ系NPO法人1945のうち総合型地域スポーツクラブは全国で328にのぼることがわかった。これらの数値があらわすように健康・スポーツ系NPO法人とNPO法人の総合型地域スポーツクラブは、地方自治体が健康・スポーツ分野の公共サービスを立案・企画・実施する際に必要となる協働団体である。

筆者の研究計画は三つの段階にわかれる。これまで二つの段階が終了した。一つ目の段階は、健康・スポーツ系NPO法人の雇用創出とその社会的効果の調査研究である。NPO法人の有給スタッフの雇用確保が、NPO法人の運営と事業を安定化させていることを明らかにしてきた。また有給スタッフが専門的資質を確保して、地方自治体の事業の立案や計画段階から能力を發揮できる効果を見出した。二つ目の段階は、有給スタッフの雇用を確保するための社会的・財政的な支援策の構築である。有給スタッフの雇用確保には、地方自治体から安定的に事業を受託できること、また、事業計画段階から企画を立案していく専門的能力をスタッフがもつことなどがあげられた。とくに、有給スタッフのヒヤリング調査では、対象となった有給スタッフの約8割が地方自治体との協働事業化を実現していくことが健康・スポーツ系NPO法人に対する社会的・財政的支援として重要であると言っていた。

健康・スポーツ系NPO法人の雇用創出と地方自治体との協働事業が強い相関の関係にあった。それは協働事業の創出が雇用を生み出し、雇用が協働事業の創出にもつながる両輪の関係で成り立っていた。そこで本研究では地方自治体と健康・スポーツ系NPO法人が協働するための基礎条件と連携条件のデータベースを作成して、新しい公共サービス分野の創造がどのような協働事業を優先して推進すれば地方自治体と健康・スポーツ系NPO法人の両者に有益なのかを明らかにする。

2. 研究の目的

本研究計画は、平成 18 年度からの各年度において、次のとおりである。平成 18 年度は「新しい公共サービス 19 分野の差別化と定義」、平成 19 年度は『協働』のための基礎条件と『協働』のための連携条件の分析」、平成 20 年度は「公共サービス分野の創出と新産業化の可能性をめぐる理想と現実」である。こうしたテーマで研究を遂行しながら、健康・スポーツ系 NPO 法人の公益的な存在意義を明確に示し、同時に現代スポーツにおける今日的な課題を明察して地域スポーツ政策を提言しようとした。

こうした研究目的を達成するために、具体的な調査対象地域として三重県いなべ市の健康・スポーツ系公益法人を事例対象にした。三重県いなべ市の事例は、研究課題の分析・考察をより深化させるためには貴重な存在であった。とりわけ公共スポーツサービス分野の検討を行う上で歴史的にも、地域的にも重要な地域であり、わが国における地域スポーツ振興における事例的代表性を備えていた。このため本研究では、三重県いなべ市（地方自治体）といなべ市を活動圏域とする健康・スポーツ系 NPO 法人との『協働』のあり方について、詳細な分析をおこなった。

しかしながら、まず本研究が課題とする『協働』には、公益法人の創設の背景となった地域スポーツの変容過程や地方自治体におけるスポーツ施策の変容過程に関する歴史社会的な分析が必要であった。そこで本研究では、三重県いなべ市（旧大安町）で盛んにおこなわれていた町民運動会の変容過程に着目をして、その社会的意味を問うことから本研究の『協働』の課題を明確にすることにした。

町民運動会は町民の濃密な接触と情緒的なつながりの共通体験が集会的記憶として表象化され、それが現代社会の人間間の希薄化した意識の中においてたびたび想起される対象となっている。とくにスポーツ界では、この記憶を地域において復権させて、地域スポーツ振興の施策に組み入れようとする動きがある。こうして身体化された町民運動会も 1990 年代半ばから全国各地で消滅が相次いでいる。地域振興の文化装置であった町民運動会の消滅は、代替とされる地域組織論の展開につながっていく。ここに誕生してくるのが中学校区の生活圏域において、地域住民が設立運営する地域密着型のアソシエーションである。政策的には「総合型地域スポーツクラブ」と称して全国各地に育成することを到達目標にしている。こうした施策の背景には、近代主義における社会集団論の古典的理念型であるコミュニティからアソシエーションへの延長線上での批判がある。つまり個の意志を尊重し、ある特定の目的を達成

するための近代的機能集団=アソシエーションからみれば、町内会や自治会の組織形態は前近代性を具有するもの、あるいは封建遺制として批判されるべき対象とされたからである。

ところが、その施策の具体的展開では総合型の意味に地域を包括的に組織することが論理として上位にあり、それが行政の末端補助組織である自治会や町内会の体育振興組織を無造作に包括することで到達できたとする事例は珍しくない。政策主体が説明する根拠には、かつての町民運動会の集会的記憶への積極的な回帰を謳い地域スポーツ振興を誘導しようとする暗黙の政治機能が働いている。かつての町民運動会の集会的記憶は、小松の指摘する身体化された政治装置になっているのではないかと。本研究において町民運動会を対象とする主な理由はここにある。

さらに、三重県大安町の町民運動会で発生した負傷者を主たる事例とし、患った身体をもつ者の「病い体験」の身体性が、さまざまな情報の主体となって多数の他者に働きかけ、他者との関係性を取り結ぶ重要な「社会的身体」になっていることを論究する。本稿では、アキレス腱を断裂した負傷者の「病い体験」から、地域の人びとの関係性の諸相を記述した。

とりわけ、負傷者の「病い体験」をめぐる語り為準拠点にし、正村俊之の提唱する「身体とメディアとの作動連関」に着目した「身体代補」アプローチを採用することから身体の情報メディア性への接近を試みる。「身体代補」アプローチは、身体を「情報の受容可能性に影響を与えるメディア」として位置づけ、身体がもつ情報メディア性に人間の動態性を明察しようとする。それは患った身体の可視性が取り結ぶ多様な他者との関係性を視点に据えて語りを分析することをも意味する。つまり、アキレス腱断裂という可視化された身体損傷が、地域の代表的な季節行事である町民運動会において発生したことによって、この身体をめぐる情報メディア性が、地域の人びとのコミュニケーション過程に動態性を与えているのではないかとということである。このような地域スポーツにおける季節行事を研究の主題にすることで、地域をめぐるスポーツをとおして人びとの関係性や協働の可能性の基礎条件を明らかにできるものと考えた。

3. 研究の方法

本研究は、平成 14 年 12 月から継続して現地調査をしている地域を事例対象として、この地域に創設された公益法人と地方自治体との『協働』の可能性を論じてきた。とりわけ、この地域において代表的なスポーツ行事（事業）であった町民運動会をとりあげ、この運動会の終止をめぐる展開された健

康・スポーツ事業の社会的意味を明らかにしてきた。この地域の地方行政体職員と健康・スポーツ系NPO法人スタッフへのインタビュー調査が主な方法である。

研究視点は、具体的には、町民運動会の終止によって誕生した新事業の「健康フェスティバル」や終止を契機に誕生した社団法人の創設をめぐって地域社会にあらわれる人びとの能動性に注目した。こうした新事業や健康・スポーツ系NPO法人（社団法人）の誕生は単に政策的視点から、そのプロセスや意義を論述するだけでは不十分であると考えた。つまり、かつてあった地域の代表的な季節的行事（町民運動会）の存在意義と、この行事の終止の理由にあった社会的意味を詳細に論述していくことで、新しい公共サービス分野の創造と地方行政体との協働の論点が明確になると考えるからである。

その意味では、本研究課題は、当初計画した3年間の内容を充実させるための基礎的知見を得るために遂行されており、3年間の計画年度において、計画すべてを完結させることはできていない。しかしながら、本研究課題において、与えられた3年間の調査内容および考察したさまざまな現象は、今後の研究を遂行する上できわめて重要な学術的意味をもっており、3年前に研究計画をしたとき以上に、この課題に対する社会的意義を主張することができると思う。

4. 研究成果

研究成果は以下にリストした4つの研究論文において公表した。まず、これらの研究成果に共通しているのは、健康・スポーツ系NPO法人と地方行政体の「協働」のための社会的条件が、有給スタッフの専門性や地方行政体の組織体制、財務体制に直接的な影響を受けているものではないということである。「協働」のための社会的条件は、健康・スポーツ系NPO法人の活動圏域（地域）において、歴史的に実施されてきた地域スポーツ活動の社会的意義、また地域スポーツ施策が変容する社会的背景や意義を問うことをとおして、「協働」の基礎的條件を考察できるということであった。

とりわけ、地域スポーツ活動（町民運動会）が終止した理由や終止後の代替的事業が計画化の背景が、健康・スポーツ系NPO法人と地方行政体の「協働」の基礎的条件になっていた。したがって、「協働」が成立する条件を解明するためには、かつての我が国においてさかんに実施されてきた地域スポーツ活動を地域住民や地域スポーツ享受者たち、また地方行政体の職員たちが、どのように意味づけているかを類型化することが求められると考える。そのための三重県大安町でおこなってきたインタビュー調査からは主に次の3つの点を明らかにすることができた。第

一には、町民運動会から求められる「走る」ことの身体性の不安がある。つまり、町民運動会の各種目の出場を期待されて選ばれる人（選手）は、「走る」身体文化資本を持ち得た人であることが、運動会に定式化された人物表象として根強くあった。そこには種目内容が「走る」ことを要求していなくても生活者間の集合的決定が編まれる過程では、「走る」ことができる身体性の生活世界観に収斂していた。ところが、三重県大安町の1970年代には、「走る」ことをスポーツ文化として、たとえば今日的なジョギングやウォーキング等を生活習慣としておこなうことは、「ウチにいるヒト」という存在を証明してしまう行為となっていた。このため最小地縁集団（組）の生活者間では、農作業などの身体活動をともなう就労条件や居住地などの立地条件を日常的な経験知として持っていた。こうして「走る」身体をもつと想定される生活条件にある人たちが、町民運動会の「走る」身体文化を創造していたのである。また一方で、生活者の相互行為では、「走る」という身体性をもっている人の運動履歴を回顧的に想像してみることもあった。

しかしながら、こうした生活者間の実存的な身体には、「走る」という身体性から逃避しようとする関係が相互主観的に成立していた。つまり、自他関係のなかには、「走る」身体が町民運動会において衆人のもとで晒されることを表象化してしまっ、それに対する逃避意識の反映として、身体をともなう就労条件や生活条件を社会的身体として背後に認識しようとしていた。そこに町民運動会で「走る」身体文化資本が人として特定化されることで「選ばれてしまう」という不安を排除しようとする社会的身体としての経験知が生成されていったのである。町民運動会は実存的身体としての「走る」身体性の不安を社会的身体としての経験知を介して取り除いていたのであり両者が共存する関係があった。

第二には、最小地縁単位（組）のウチとソトという社会的境界を失う不安である。三重県大安町の30の自治会は、さらに10世帯から13世帯の近隣世帯をくくる「組」が最小の地縁組織として地域生活に根付いていた。組はその数をあらかず意味で「一番組」「二番組」と呼ばれており、自治会の規模によって組の数に違いがあった。組の代表は、「組親（くみおや）」である。一年間で交代する輪番制の「組親」は、画然とほかの世帯生活者とは区別されていた。それは町民運動会の企画および準備でも同様であった。組親は10年を目安として一度、その役職が輪番でやってくるため、はじめて組親を経験する人も多い。このため組親の役割を理解して経験的行為ができるものではない。同時に、組親が地

域において内的な連続性をもって伝承されている代表であることは強く意識しており、そのための協働の空間が町民運動会であった。

ところが、三重県大安町の生活世界では、この組親を強く意識した行動様式がとられる機会は少なく、実質的な生活場面では組を越境した地域が存在し、それによる社会的な効用も生活者同士で理解しているところであった。つまり、組親という役割は、祝祭や儀礼における代表という支配的な観念が強いだけで、実際の日常的な生活態度においては、組が社会動態の源泉になるほどではなかった。そういう観念と生活態度が日常の行為パターンになっている間はよかった。しかし、町民運動会では組という社会的境界を越境して、境界が不在になっていくことは、自治会対抗の編成原理として否定されるものであった。このため組親は、町民運動会を契機とした社会的身体としての組の編成原理を受容してもらうための制御装置になっていた。社会的境界を越えてしまうことへの不安は、組親を中心とした地縁社会の構造を組内で相互承認しあう結節点に排除する原理があったといえる。

第三には、加齢とともに喪失する教育的立場を失うことへの不安である。三重県大安町の運動会は、小中学校単位では学校教員の計画、指導のもとに児童生徒の主体的な企画立案と準備作業がおこなわれていた。学校運動会では、地域が包括的な協働体制でかわることはなく、PTAを中心とした保護者が学校運動会の共通目的を達成するための組織であった。つまり、児童生徒の保護者は、自己の子ども時代の集合的記憶の不在を呼び戻すことができる場として学校運動会を位置づけることができた。つまり、自己の子どもが自立した生活者になっていくことを支持すると同時に、自己の学校社会との関係は明らかな不在状況が続く。ここには加齢とともに小中学生の子どもたちの成長にかかわる教育的立場から退行していく実存的身体としての自己が絶えず底流に存在している。こうした実存的身体をもつ自己が、空間的にも時間的にも子どもから高齢者までを含めた地域の諸集団と共時的に町民運動会を開催することは、社会における実存として自己の同意装置でもあったといえる。

町民運動会は、日常世界では敷地内に入ることもできない喪失的な空間であるところへ、季節行事として町民と共時的体験をすることで、学校空間が自己の学びの空間であったという回顧的時間を再生するのである。このため町民運動会の祝祭性は、大人としての寛容さを子どもたちに一日だけでも許容することのできる機会であった。と同時に、学校の教育空間がもっていない機能を埋め合

わすことによって、学校社会の代表に対して、地域から学校への権力的装置を見せつけていく場でもあった。

以上、1970年代の町民運動会という体験によって受容された身体文化は、共同体における個の生活世界との溶解が相互に繰り返されていた。こうした原体験としての身体文化は、地域活性化としてのスポーツを論究する際に改めて問い続けなければならない視座ではなかるか。

次に、28年間継続してきた町民運動会の終止の原因とされた負傷者に着目し、アキレス腱断裂を負った者の「病い体験」への接近を試みた。こうした接近をとおして、アキレス腱断裂という可視化された身体性が、情報の主体となって多数の他者に働きかけ、他者との関係性を取り結ぶ重要な「社会的身体」になっていることを明らかにした。そして、「病い体験」の特徴が、身体の可視化とそれによる自他の相互性に「社会的身体」として社会に動態を与える可能性を論述してきた。まず、次の二つの点で「病い体験」の身体が可視化されていることに特別な意味をもっていた。それはアキレス腱断裂という身体損傷の痕跡の事実性を他者が同定できることであった。もう一つは、町民運動会という衆人環視における負傷であったことである。筆者は前稿において町民運動会における「走る」身体性は、地域の生活世界では、「ウチにいるヒト」の存在を証明するような行為として自他が相互主観的に認識していることを実証してきた。ここでは「走る」身体が、日常世界において可視化されることを排除する行動様式が生活者間の経験知として生成していた。地域の社会資本でもあった町民運動会での負傷は、歩き方の不自由さにあらわれる「恥ずかしさ」から社会的な時空間への接近を拒む意識をもたせていた。このような可視化された身体と衆人環視の町民運動会が、自他において相互主観的に体験されていたことによって、社会的行為が「予期連関の適合化」を生み出す情報として人びとの間に蓄積していたのである。

一方、身体損傷の事実性の可視化は、受け手である他者の能動的理解によって意味内容が「補完」されていた。受け手の身体をめぐる内的時空間の諸体験は、送り手の体験とともに「一個の客体」となって転化していく。このような身体における自他の関係について、正村は、「他者の身体像と等価な身体像が自己の身体として同定される」とし、「寸断された身体が鏡像体験とつうじて統一的な身体へ転化」するのではないかと指摘する本事例の身体は、アキレス腱断裂という患った身体が、さまざまな意味を付与されて他者に働きかけていくと同時に、他者とのコミュニケーション過程をとおして、新たな意味的

情報が「補完」されていく。そして、この情報の中心にあった患った身体の脱中心化によって、「病い体験」という「主題」を超越した新たな社会的ネットワークを構成していくのである。

つまり、身体損傷という「主題」にある「病い体験」と、町民運動会がもっていた不安装置としての「背景」の転換にもとづく意味創造がなされていることである。「主題」であるはずの「病い体験」が、他者との間で交わされるコミュニケーション過程をつうじて、「遠くにある」身体や「過去にあった」身体など、地域社会における複数の身体的コミュニケーションの位相を「背景」から「主題」化させる転換が起こるのである。アキレス腱断裂そのものは、疾病としてきわめて個別的事例であるが身体が可視性をもつことによって、地域の人びとの関係性に新たなネットワークを生起させる可能性をもっていることが読みとれる。

もう一つは、「病い体験」の身体性に付与されるメディア情報は、人びとの間で「円環的」な集合的記憶として、地域における共同性を維持するための構成要素であった。それは町民運動会が、自治会対抗形式によってさまざまな社会的行為の制約を与える不安装置であり、この包摂性から解放されることへの肯定的同意があった。こうした解放への同意が、町民運動会が「無くなること」に、むしろ地域社会内に新しい原理をもった社会的ネットワークの可能性を問うことができたのである。たとえば、競技スポーツのような文化的・規定的に高度な水準で制度化されているものでない地域のスポーツ活動は、文化的・規定的には制度上の脆弱性がある。この脆弱性に、人びとの持っている「不安」を解放するような身体メディア情報が生じた途端に、社会的コミュニケーションに、「無くなること（滅び）の平等性」を強化するような原理が働く。町民運動会が終止されても滅びても、それに対して多くの町民が肯定的に同意する身体メディアが「無くなること（滅び）の平等性」として合致するのが地域スポーツをめぐる脆さにあるとみてよいのではないか。

運動・スポーツ活動は、地域の人びとに対して可視化された時空間によって行われていることである。その空間での身体メディア情報は、地域の人びとの共同性を能動的に構築するための支え合いのコミュニケーションを生起させる。このように考えると、運動・スポーツ活動は、地域の人びとにおいて広く開示されることが必要である。地域における季節行事の衰退や地域共同体の希薄化の議論には、こうした地域の人びとの「無くなること（滅び）の平等性」への肯定的同意が地域の身体文化の所産としてあることを

見定める必要があろう。

わが国のとりわけ青少年期の運動・スポーツ活動は、学校教育や企業福利の一環として地域に広く可視化されることなく閉鎖的であった。ここでは学校や企業の歴史的・制度的な内部原理が運動・スポーツ活動の動態性を方向づけていた。ここには地域の人びとの間で交わされる相互性や共同性が問われることはない。人間の運動・スポーツ活動は、地域の生活世界において可視化され、身体がメディア性を発揮できる活動を行うことによって、地域社会とスポーツの新しい原理をもった現代スポーツの諸相が実現されると考える。本研究では、今後、三重県いなべ市の地域内における運動・スポーツの享受層の語りを併せて論述することで、地域社会とスポーツの望ましい関係性を見定めることにしたい。されに、以上のような歴史社会学的な事例分析を踏まえて、健康・スポーツ系 NPO 法人が自治体と協働事業をすすめていく条件を明らかにしていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

- 1) 水上博司、2009、町民運動会における負傷者の身体メディア性に関する事例的考察、社会学論叢、165 号、pp17-36、査読有。
- 2) 水上博司、2008、「病い体験」メディアとしての身体文化、社会学論叢、163 号、pp35-52、査読有。
- 3) 水上博司、大平利久、2007、地域スポーツクラブ会員の運動頻度の増加からみた医療経済効果——三重県いなべ市の「元気づくり体験事業」の成果から、日本大学文理学部人文科学研究科研究紀要、第 74 号、pp161-178、査読有。
- 4) 水上博司、2006、町民運動会の身体文化、社会学論叢、160 号、pp1-19、査読有。

[学会発表] (計 1 件)

- 1) 水上博司、わが国の地域スポーツ振興政策の展望と課題、現代スポーツ研究会第 54 回大会、2008 年 3 月 27 日、広島県廿日市市。

5. 研究組織

(1) 研究代表者

水上 博司 (MIZUKAMI HIROSHI)
日本大学・文理学部・教授
研究者番号：90242924

(2) 研究分担者

特記事項なし

(3) 連携研究者

特記事項なし